

税政係からのお知らせ

■平成28年度住民税申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次に該当する方は、申告しなくてもよいことになっていきます。

- ①すでに所得税の確定申告をした
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している
- ③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ
- ④親族の被扶養者として確定申告書に記載されている(勤務先での年末調整を含む)

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、国民健康保険税や介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入がなく、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、障害年金などの非課税所得のみの方も、毎年住民税の申告をしてく

ださい。
▼ご注意ください

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる場合があります。

- ①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
- ②所得金額が少なく、納めるべき所得税額がない、など

また、給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気づいて申告しない限り、無申告者となってしまいます。法人・個人事業主の方は、従業員全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いいたします。

▼住民税申告に必要な書類

申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、収入金額や控除額が確認できる書類が必要です。給与支払者から源泉徴収

票の交付が受けられない場合などは、ご相談ください。
申告の際は、印鑑をご持参ください。

【申告の受付・問い合わせ】

企画財政課税政係
☎(5)0241(直通)

■市町村窓口での都税受付が終了します

東京都都税条例第5条の廃止により、市町村窓口での都税の受付は平成28年度で終了します。平成29年4月以降、都税の納付は最寄りの郵便局、金融機関、コンビニエンスストア等をご利用ください。

なお、市町村窓口で受付できる都税と期間は以下のとおりです。

▼自動車税

平成28年5月31日まで

▼個人事業税

(第一期)平成28年8月31日まで
(第二期)平成28年11月30日まで

▼不動産取得税

平成29年3月31日まで(納税通知書記載の納期限まで)

【問い合わせ】

東京都主税局徴収指導課
☎03(5321)1111
(内線28-506)

総務課からのお知らせ

■特設登記所の開設について

28年度4月の特設登記所開設スケジュールをお知らせします。

▼開設場所

本村住民センター

▼取り扱いは業務

- ①登記相談
- ②登記申請受付、審査
- ③登記事項証明書(登記簿謄本・抄本)、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付
- ④会社・法人の代表者印の変更や印鑑カードの交付申請を行うに際しての届書・申請書の受付

▼4月の開設スケジュール

4月19日(火) 午後

4月20日(水) 全日

4月21日(木) 午前

※開設時間

午前:9時~12時

午後:13時~16時

全日:9時~12時及び13時~16時

総務課行政係

☎(5)0240

【問い合わせ】

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相

談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】平成28年3月11日(金) 午前10時~午後2時

【相談場所】

新島村住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていた場合もありませんが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(3353)9191
平日 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)

農業委員会からのお知らせ

■農地利用意向調査について

この度、農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者の方に対し利用意向調査書を発送します。

つきましては、「利用調査書」をご一読の上、「農地の利用の意向について」にご回答ください。記入日、お名前、ご住所、連絡先をご記入、ご捺印の上、必ず、新島村役場もしくは最寄りの支所までご持参ください。

【問い合わせ】

産業観光課内
農業委員会事務局
☎(5)0284(直通)

農業委員会事務局



▲マスクットキャラクターの
ちよこ助くん

ちよこつと共済加入について

「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあった時見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース制です。

○Aコース：年額10000円の会費で最高300万円の見舞金
○Bコース：年額500円の会費で最高150万円の見舞金

さらに、どちらのコースも、会員が交通災害で死亡したときに、中学生以下のお子さんがある場合、年額10万2千円の交通遺児年金が支給されます。

加入申込書付パンフレットは、今月号の広報にいじまと同時に各家庭に配布しています。

【申込窓口】 民生課住民年金係
【詳細・問い合わせ】
ちよこつと共済ホームページ
<http://www.ctv-tokyo.or.jp>

民生課からのお知らせ

自衛官等採用案内

予備自衛官補を募集しております。

▼待遇

- ・身分：非常勤の特別職国家公務員（階級の指定はありません）
- ・衣食住：教育訓練招集間は無料支給されます。
- ・手当等：教育訓練招集手当、日額7900円、自宅から教育訓練実施駐屯地まで交通費支給

▼採用概要

- ・自衛官未経験者：18歳以上34歳未満の男女
- ・試験内容：教養試験、作文、面接、適性試験、身体検査

▼受付期間

平成28年1月8日（金）～4月8日（金）まで

【受付・問い合わせ】

防衛省港出張所
☎03 (3591) 5102

港湾空港管理事務所 からのお知らせ

野伏漁港船客待合所で無料Wi-Fiサービスの提供を開始しました。

東京都では、外国人旅行者及び施設利用者の利便性向上を目的に、都立施設における無料Wi-Fiサービスの提供を行っています。このたび野伏漁港船客待合所においても利用できるようになりましたのでどうぞご利用ください。

【問い合わせ】
新島港湾空港管理事務所
☎(5)1267

ADSLの改善要望書を提出

現在、ADSL回線は利用者の増加に伴い、非常に利用し辛い状態が続いており、近い将来超高速ブロードバンドが導入されるとは言え、早急に改善したい問題となっております。

そこで村では、ADSL回線を早急に改善していただきたく、1月28日（木）に村からNTT東日本に対してADSLの改善要望書を提出してきましました。



五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 26

夏に向けて、皆さんが海を安全に楽しく利用するために、守っていただきたいルールについて、ご案内します。都の海面には、資源保護とトラブル防止のため、次のような、利用者が守るべきルールが定められています。

(1) 地元漁協に免許されている漁業権の対象となっている魚介類は、漁協組合員以外の人は、獲ることはできません。

○主な魚介類：いせえび、とこぶし、さざえ、いわのり、はばのり、くぼがい等

(2) 漁業者以外の人が行えるものは、①竿釣り・手釣り（まき餌（こませ等）は使用禁止）②たも網・さし手網③投網（船を使用しないもののみ可）④やす・は貝⑤徒手採捕⑥ひき縄釣（都が承認した大会への参加のみ可）の6種類の方法に限られています。

(3) スキューバ等の潜水器を使用して魚介類を獲ることはできません。水中銃・集魚灯の使用も禁止です。また、各地区で守るべき独自の地元ルールもあります。

詳細については産業課水産係（04992-2-4431）又は各町村にお問い合わせください。